

住民と沼田町議会との懇話会実施要綱

1. 趣旨

各種団体等の多様な意見の徴収及び、議会の活動報告や意見交換により住民と議会の相互理解を深め、議員個々の資質向上や情報の共有を図り、より地域課題などに即した議会活動とするため懇話会を開催する。

2. 開催時期及び時間

(1) 開催時期

随時受け付けるものとし、依頼団体（者）と協議し決定する。

(2) 開催時間

依頼団体（者）と協議し決定する。

3. 開催対象及び開催場所

(1) 開催対象

町行政に関係する団体とする。ただし、議長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(2) 開催場所

依頼団体（者）と協議し決定する。

4. 開催方法

住民と議会がいつでも意見交換する場であり、各種団体などから懇話会開催の依頼があれば別紙、「沼田町議会懇話会申込書」により整理作成し可能な限り応えることとする、また、必要に応じて議会から各種団体等へ懇話会の開催を依頼することができるものとする。なお、事前に具体的内容について協議を行い決定する。

5. 議会の体制

原則として全議員で出席することとする。ただし、申込内容や各種状況に応じて出席者を調整できるものとする。

6. 懇話会における役割分担

(1) 役割はその都度協議し決定する。

(2) 主な役割は司会進行、報告（説明）者及び記録者などとする。

7. 周知方法

議会広報、議会ホームページに掲載し周知する。

8. 懇話会の流れ

- (1) 懇話会の流れはその都度協議し決定する。
- (2) 主な流れは、挨拶（申請団体代表、議会代表）出席者紹介、情勢報告など取組説明、意見交換、懇談などとする。

9. 意見などの取りまとめ方法

- (1) 記録担当議員は、参加者から出された意見、要望、提言などを要点記録する。
- (2) 要点記録に際しては、処理した質問事項、聞き置いた要望事項、議会に対する要望事項、執行部に対する要望事項に分類し事務局に提出する。
- (3) 事務局は要点記録された事項を集約し、執行部に対する要望などがあった場合には議長から町長又は教育長等に照会し回答を求める。
- (4) 執行部からの回答を事務局で取りまとめ報告書を作成する。
- (5) 必要に応じて報告書を申請団体に送付する。

10. 議員派遣

この懇話会は議会活動とし全議員を対象とする。ただし、議員派遣による費用弁償は伴わないものとする。

11. その他

この実施要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附則 この要綱は、平成24年 2月 1日より施行する。